

香港
「輸入獵獲物、肉類、家禽及び卵規則
(Cap.132AK)」 仮訳

2016年5月

日本貿易振興機構 (ジェトロ)

香港事務所

農林水産・食品部 農林水産・食品課

本仮訳は、1976年7月1日に施行、2015年12月5日に修正された香港の「輸入獵獲物、肉類、家禽及び卵規則 (Cap.132AK)」をジェトロが仮訳したものです。追記箇所を下線、削除箇所を取り消し線で表示しています。ご利用にあたっては、原文もご確認ください。

http://www.legislation.gov.hk/blis_pdf.nsf/6799165D2FEE3FA94825755E0033E532/18B33C9FAC1046F8482575EE00406733?OpenDocument&bt=0

【免責条項】本レポートは、ジェトロ香港事務所が Lincus Translation Services Ltd. に委託し、翻訳したものです。2015年12月時点の情報に基づくものであり、その後の法律改正等によって変わる場合がございます。

本レポートで提供している情報は、ご利用される方のご判断・責任においてご使用ください。ジェトロでは、できるだけ正確な情報の提供を心掛けておりますが、本レポートで提供した内容に関連して、ご利用される方が不利益等を被る事態が生じたとしても、ジェトロ及び執筆者は一切の責任を負いかねますので、ご了承ください。

章：132AK 輸入獵獲物、肉類及び家禽、家禽及び卵規則

官報番号 版日付

授權条 30/06/1997

(第132章、第55条)

[1976年7月1日] 1976年第125号法律公告 (元来は1976年第103号法律公告)

規則：1 引用 30/06/1997

この規則は、輸入獵獲物、肉類及び家禽、家禽及び卵規則として引用することができる。
(1989年第116号法律公告)

規則：2 解釈 2000年第29号26/05/2000

この規則で、文脈上別段の解釈を要する場合を除き、

「航空積換貨物」(航空轉運貨物)は、輸出入条例(第60章)の第2条で指定された意味を持つ(2000年第29号第5条)。

「動物」(動物)は、哺乳類、爬虫類、両生類及び家禽以外の鳥類を意味する(1989年第116号法律公告)。

「監督者」(監督)は、食物環境衛生署署長を意味する(1999年第78号第7条)。

「香港国際空港の貨物積換区域」(機場貨物轉運區)は、輸出入条例(第60章)の第2条で指定された意味を持つ(2000年第29号第5条)。

~~「主務官庁」(主管當局)は、各国で有効な法律に基づき人の食用に対する適合性に関して食品を検査し認証する権限を持つ各当局であって、この規則の目的で監督者が当面承認しているものを意味する(1986年第10号第32(2)条)。~~

~~「原産国」(來源國)は、~~

~~(a) 獵獲物又は肉類に関しては、当該獵獲物又は肉類のとれた動物が屠殺された国(1989年第116号法律公告)、~~

~~(b) 家禽に関しては、当該家禽が屠殺され、又は処理された国、を意味する。~~

「複合食品」(合成食物)は、機能性原料以外に2以上の原料を含む食品を意味する。

「卵」(蛋、蛋類)は、人の食用のために販売され若しくは販売に供される種類の鳥類に属する鳥類の卵又は係る卵の可食部分を意味し、

(a) 係る卵の可食部分について、

(i) 殻の有無にかかわらず、

(ii) 生か半熟調理済みかにかかわらず、

(iii) 塩漬け、保存加工又は、別途加工処理後にかかわらず、

(iv) 冷凍、液状又は乾燥の状態にかかわらず、

(v) 機能性原料の含有にもかかわらないが、

(b) 当該卵又は可食部分が、

(i) 完熟調理済みの場合及び

(ii) 複合食品の原料の1つを構成する場合を除く。

「輸出」（輸出）は、通過中の獵獲物、肉類又は家禽以外の獵獲物、肉類又は家禽、家禽又は卵を香港から持ち出し又は持ち出させることを意味する（1989年第116号法律公告）。

獵獲物、肉類又は家禽に関しての「新鮮な」（新鮮）は、獵獲物、肉類又は家禽が、

(a) 保存の加工をされていないか、

(b) 冷却によって保存されていることを意味する（1989年第116号法律公告）。

「機能性原料」（功能配料）は、食品に関しては、食品に添加される材料であって、

(a) 当該食品の栄養価に影響し又は品質、感触、粘度、外観、風味、匂い、アルカリ度若しくは酸性度を保持するためのものか、

(b) 当該食品に関して他の技術的機能を果たすためのものを意味する。

「獵獲物」（野味）は、肉類が由来する動物以外の動物の新鮮な若しくは冷凍の屠体、肉若しくは他の可食部分を意味し、これには可食内臓及びくず肉を含む（1989年第116号法律公告）。

「衛生証明書」（衛生證明書）は、

(a) 肉類に関しては、当該肉類の原産地の発行機関が発行する証明書であって、以下の内容を示すものを意味する。

(i) 証明書が証明する肉類の由来する動物が、

(A) 屠殺前後に検査を受けて

(B) 監督者の課す判定規準に適合しており、かつ、

(ii) 当該肉類の下処理又は準備及び包装において公衆衛生に対する脅威の予防のために必要な全予防措置が講じられたこと。

(b) 家禽又は卵に関しては、当該家禽又は卵の原産地の発行機関が発行する証明書であって、証明書が証明する家禽又は卵が、

(i) 検査済みで、

(ii) 人の食用に適すると判断されており、

(iii) 衛生的な状態で包装されたことを示すもの、を意味する。

「輸入」（輸入）は、通過中の獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類以外の獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を香港に持ち込み又は持ち込ませることを意味する。

「発行機関」（發證實體）は、規則3に基づき監督者が承認した機関を意味する。

「肉類」（肉類）は、牛肉、羊肉、豚肉、子牛肉又は子羊肉が由来する動物であって屠殺前に飼育されていた動物の新鮮な若しくは冷凍の屠体、肉若しくは他の可食部分を意味し、これには可食内臓及びくず肉を含む（1989年第116号法律公告）。

~~「公式証明書」（官方證明書）は、~~

~~(a) 肉類に関しては、主務官庁が発行する証明書であって、以下の内容を示すものを意味する。~~

~~(i) 証明書が証明する肉類の由来する動物が、屠殺前後に検査を受けて監督者の課す判定規
準で合格していること（1985年第67号法律公告）、及び~~

~~(ii) 当該肉類の下処理又は準備及び包装において公衆衛生に対する脅威の予防のために必
要な全予防措置が講じられたこと。~~

~~(b) 家禽に関しては、主務官庁が発行する証明書であって、証明書が証明する家禽が、検査
済みで人の食用に適すると判断されており、衛生的な状態で包装されたことを示すものを
意味する。~~

「原産地」（來源地）は、

(a) 獵獲物又は肉類に関しては、当該獵獲物又は肉類の由来する動物が屠殺された場所を意
味し、

(b) 家禽に関しては、当該家禽が屠殺され又は処理された場所を意味し、

(c) 卵に関しては、当該卵が包装又は加工処理された場所を意味する。

「家禽」（家禽）は、

(a) ニワトリ、アヒル、ガチョウ又は七面鳥の新鮮な若しくは冷凍の屠体（1989年第116号法
律公告）、

(b) 係る屠体の内臓以外の新鮮な若しくは冷凍の部分、又は

(c) (a)項で記載又は言及した鳥類の新鮮な若しくは冷凍の内臓であって可食の内臓を意味す
る。

「禁止肉類」（違禁肉類）は、別表に記載した各種類の肉類を意味する。

規則4(4)の意味の範囲内で積換過程で各国において荷卸しされる肉類又は家禽に関しての
「積換証明書」（轉運）は、次のような証明書を意味する。

(a) 当該国で有効な法律に基づき人の食用に対する適合性に関して食品を検査し認証する
権限を持つ当局が発行したものであって、

(b) 当該肉類又は家禽が当該国に適切に輸入され、かつ、当該国内滞在中に腐敗又は変質を
何ら受けていないことを示すもの（1989年第116号法律公告）。

「積換証明書」（轉運証明書）は、規則4(4)の意味の範囲内で積換過程で香港外の場所にお
いて荷卸しされた肉類、家禽又は卵に関しては、次のような証明書を意味する。

(a) その場所の法律に基づき

(i) 食品を検査し

(ii) 人の食用に対する適合性に関して認証する権限を持つ機関が発行したものであって、

(b) 当該肉類、家禽又は卵が

(i) その場所に適切に輸入され

(ii) その場所滞在中に腐敗又は変質を何ら受けていないことを示すもの。

「車両」（車輛）は、運搬／輸送の手段又は他の移動装置であって地上で使用され若しく
は使用可能なあらゆるものを意味し、道路上又は線路上でいかなる方法で牽引を受け、駆
動され、又は運送されるかにかかわらない（1989年第116号法律公告）。

「船舶」（船隻）は、人又は物品の運送のための航行において用いられるあらゆる種類の船舶を含み、当該船舶が機械的に駆動されるか否かにかかわらず、当該船舶が別船舶による牽引又は後押しを受けるか否かにかかわらない（1989年第116号法律公告）。

規則： ~~3主務官庁の承認~~ 30/06/1997 発行機関の承認30/06/1997

~~(1) 監督者によるこの規則の目的のための主務官庁の承認は、監督者が指定する条件に従うものとし、監督者が随時変更又は取消しすることができる。~~

~~(2) 監督者による各主務官庁の承認（当該承認条件となる各条件添付）及び当該各承認の変更又は取消しについての通知は、官報で公表するものとする（1985年第67号法律公告）。~~

(1) この規則の目的で、監督者は、その場所の法律に基づき以下の権限を持つ各機関を香港外の場所の発行機関として随時承認することができる。

(a) 食品を検査し

(b) 人の食用に対する適合性に関して認証すること。

(2) 発行機関の承認は、監督者が指定する条件に従う。

(3) 監督者は、

(a) 発行機関承認の条件を変更し、又は

(b) 承認を取り消すことができる。

(4) 監督者は、以下のそれぞれについて、官報で通知を行わなければならない。

(a) この規則に基づく監督者による発行機関の承認

(b) 当該承認の条件

(c) 当該条件の変更

(d) 当該承認の取消し。

(5) 第(4)則に基づく通知は、付属法令ではない。

規則： 4 特定肉類、肉製品、家禽及び卵及び家禽の輸入に関する制限30/06/1997

(1) 第(2)則を条件として、次のものを次のような状況で輸入してはならない。

(a) 肉類又は家禽の場合は、

(i) 公式衛生証明書なし、及び又は

(ii) 積み換えされている場合には、第(5)則を条件として、積換証明書なし、及び

(iii) 積み換えされている場合には、第(5)則を条件として、積換証明書なしという状況。

(ab) 卵の場合は、

(i) 衛生証明書なし、

(ii) 積み換えされている場合には、第(5)則を条件として、積換証明書なし、

(iii) 本則の目的で検疫官が付与する許可書面を取得していない、又は

(iv) 本則の目的で検疫官が課す条件を遵守していないという状況。

(b) 獵獲物又は禁止肉類の場合は、直接輸入又は積み換えにかかわらず、検疫官の許可書面を

取得してかつ検疫官の課す条件に従う以外の状況。

(2) 肉類、家禽又は卵又は家禽は、検疫官の許可書面を取得してかつ検疫官が課す条件に従うという条件で、~~公式衛生証明書なし~~に輸入することができる。

(2A) 第(1)(ab)(iii)則の目的で検疫官が卵の輸入のために許可を付与できるのは、関係者が検疫官の義務付けに従い以下の情報を提出した場合に限る。

(a) 輸入しようとする卵の種類及び数量

(b) 当該卵の香港到着予定日

(c) 当該卵の輸入に使用される輸送手段

(d) 卵がコンテナ詰めの場合には、コンテナ番号

(e) 検疫官が輸入卵を追跡するために不可欠とみなす他の情報。

(3) 第(1)則又は第(2)則に基づき獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を輸入する場合には、検疫官は、

(a) 当該獵獲物、肉類、家禽又は禁止肉類を輸入する者に対し衛生検査官による検査のために当該物を到着次第提出するよう義務付けることができ、及び

(b) 当該輸入獵獲物、肉類、家禽又は禁止肉類に関して正常、安全又は人の食用に適することを保証する目的で妥当とみなす条件を課し又は指示を発することができる。

(4) 本規則の目的で、肉類、家禽又は卵は、又は家禽は、それがそれらが原産国地から香港に配送されたが香港に輸入される前に別の国場所で荷卸しされた荷卸しされた場合であつて以下のいずれかのときには、積換えがあつたとみなす。

(a) ~~それがそれらが荷卸しされた~~と同一の船舶、航空機又は車両に積み戻されたとき、又は

(b) ~~それがそれらが~~当該国場所から輸出される前とは別の船舶、航空機又は車両に移動されたときで、~~それがそれらが~~当該船舶、航空機又は車両間を直接移動されたか否かにかかわらず、~~それがそれらが~~輸出まで格納されたかどうかにかかわらない。

(5) 密閉冷蔵容器で香港に輸入される肉類、家禽又は卵又は家禽であつて当該肉類、家禽又は卵又は家禽を輸入する者が原産国地から香港への運送の過程でその容器の密閉がいかなる方法にせよ損傷や干渉を受けていないことを検疫官に十分立証する場合のものに関しては、積換証明書は必要がないものとする。

(1989年第116号法律公告)

規則： 4A 航空積換貨物の適用 2000年第29号 26/05/2000

(1) 規則4(1)は、同規則中で言及する各獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類であつて航空積換貨物であるものに関しては、適用されない。ただし、香港への搬入から搬出の間の何らかの時点で当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類が香港国際空港の貨物積換区域から持ち出された場合には、規則4(1)の目的で、

(a) 当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類は、当該持ち出しの時点で輸入されたとみなし、及び

(b) 当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を航空積換貨物として香港に搬入し又は搬入させた者は、当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を当該持ち出しの時点で輸入する者とみなし、かつ、当該範囲までを除き、同規則は、本項が制定されていないかのように効力を有する。

(2) 規則4(1)(b)又は(2)で述べる許可を付与する目的で、同規則中で言及する各獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類であって航空積換貨物であるものの輸入は、当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類が香港から空路で搬出する目的以外で香港国際空港の貨物積換区域から持ち出されない限り、生起しない。

(3) 規則7(1)(a)に基づく犯罪に対する法的手続きで、その法的手続きが、

(a) 規則4(1)中で言及する各獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類であって航空積換貨物であるものの輸入に関しており、かつ

(b) 当該法的手続きにおいて、当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類がその香港への搬入から搬出の間の何らかの時点で香港国際空港の貨物積換区域から持ち出されたことを検察側が立証する必要がある場合、当事者が当該移動の発生を避けるために相当な全措置を講じかつ相当な注意を払ったことを示すことは、当事者のための抗弁となる。

(4) 法的手続きにおいて、第(3)則に規定する抗弁が、その犯行は

(a) 他人の行為若しくは過失、又は

(b) 他人に提供された情報に対する依存、によるという主張を伴う場合には、被告は、裁判所の許可なく、当該抗弁に依存する権利を有しないが、当該法的手続きの審理から10日前までに検察官に以下の内容全部を記載した書面通知を送達した場合を除く。

(i) 当該行為若しくは過失を犯した又は情報を提供した者、及び

(ii) 当該通知送達時点で当事者の知る行為、過失又は情報。

(5) 当事者は、他人に提供された情報に対する依存を理由として第(3)則に規定する抗弁に依存する権利を有しないが、特に以下を考慮して、全状況下において当事者がその情報に依存したことが合理的であった旨を立証する場合を除く。

(a) 当該情報を検証する目的で当事者が講じた措置及び合理的に講じることのできた措置、並びに

(b) 当事者が当該情報を疑う理由の有無。

(2000年第29号第5条)

規則： 5 規則4に違反して輸入された獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類の輸出、廃棄又は処分の手順30/06/1997

(1) 各獵獲物、肉類、家禽若しくは禁止家禽、卵又は禁止肉類を検査した衛生検査官の報告書を受けて、検疫官が

(a) 当該肉類又は家禽は、規則4(1)(a)又は(2)に違反して輸入されつつあり若しくは輸入された、又は

- (ab) 当該卵は、規則4(1)(ab)又は(2)に違反して輸入されつつあり若しくは輸入された、又は
- (b) 当該肉類、家禽又は卵又は家禽に添付された公式衛生証明書又は積換証明書は、不正確であり若しくは香港に適用されない、又は
- (c) 公式証明書及び必要な場合の積換証明書は添付されているが、当該肉類又は家禽は人の食用に適さず、いたんでおり、若しくは健康に有害である、又は当該肉類、家禽又は卵は、衛生証明書及び必要な場合の積換証明書が添付されているが、規則4(3)で言及する条件若しくは指示が遵守されていないか、又は当該肉類、家禽若しくは卵は、人の食用に適さず、いたんでおり、若しくは健康に有害である、又は
- (d) 獵獲物若しくは禁止肉類が検疫官の許可なく輸入された、又は
- (e) 規則4(1)(b)又は(2)4(1)(ab)(iv)若しくは(b)又は(2)に基づく条件が遵守されていない、又は
- (f) 獵獲物、肉類、家禽若しくは禁止家禽、卵又は禁止肉類はそれぞれ場合により規則4(1)(b)又は(2)に従い輸入されたが、規則4(3)で言及する条件若しくは指示が遵守されていないか人の食用に適さず、いたんでおり、若しくは健康に有害な場合、検疫官は、当該輸入獵獲物、肉類、家禽若しくは禁止家禽、卵若しくは禁止肉類の所有者に宛てた書面通知により、当該所有者に当該獵獲物、肉類、家禽若しくは禁止家禽、卵若しくは禁止肉類の監督者への引渡し又はその原産国地への輸出（その場合には同所有者は当該獵獲物、肉類、家禽若しくは禁止家禽、卵若しくは禁止肉類の所有を輸出まで手放してはならない）のいずれかを行うよう指示するものとする。（1989年第116号法律公告）
- (2) 第(1)則に基づく通知は、以下の内容を記載するものとする。
- (a) 通知に記載された期限内（通知の受領から最低48時間以内）に、輸入獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類の所有者は、同人が保証日から30日以内に獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を監督者に引き渡し、又は自ら費用を負担して獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を輸出することを書面で保証しなければならない旨、及び
- (b) 当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類の引渡し又は保証どおりの輸出がなされない場合には、当該獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類は、条例の第59条に基づき、監督者により廃棄又はその他の処分を受ける旨。
- （1989年第116号法律公告）

規則： 6 規則5(1)に基づく通知付与後の再輸入の禁止 30/06/1997

何人も、自己の知る限りで規則5(2)に基づき何者かが行った保証に従い香港から輸出された獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を輸入してはならない。

（1989年第116号法律公告）

規則： 7 犯罪及び罰則 30/06/1997

(1) 何者かが

(a) 規則4(1)又は(2)に従う以外で獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類を輸入した場合、又

は

- (b) 規則4で言及する各条件、要件又は指示を遵守しない場合、又は
- (c) 規則6に違反した場合、犯罪にあたる。(1989年第116号法律公告)
- (2) 規則5に基づき通知を送達された各人であって輸入獵獲物、肉類、家禽又は禁止肉類の所有を条例第59条に基づくその原産国地への輸出、廃棄若しくは処分以外の目的で手放す者は、有罪とする。(1989年第116号法律公告)
- (3) 第(1)則又は第(2)則に基づく有罪者は、有罪判決で第5級の罰金及び6か月間の禁固を科されるものとする。(1987年第332号法律公告、1996年第177号法律公告)

規則： 7A 公式衛生証明書の保持 30/06/1997

- (1) 輸入肉類及び家禽輸入肉類、家禽又は卵に添付された各公式衛生証明書の正本は、当該肉類及び家禽肉類、家禽又は卵を輸入者が所有するか否かにかかわらず、輸入日から最低2か月間当該肉類及び家禽肉類、家禽又は卵の輸入者が保持するものとし、かつ、衛生検査官又は検疫官による合理的な時間であれば随時の検査への提出に備えるものとする。
- (2) 第(1)則に基づき義務付けられた公式衛生証明書の保持を怠るか検査への提出を怠った者は、罪を犯したことになり、第3級の罰金及び3か月間の禁固を科されるものとする。(1996年第177号法律公告)
(1989年第116号法律公告)

規則： 8 法的手続きを提出できる名義 1999年第320号法律公告01/01/2000

刑事犯罪の起訴に関する他の法規の規定の実施を害することなく、刑事犯罪の起訴に関して律政司司長の権限を毀損することなく、この規則の各規定に基づく犯罪の起訴は、食物環境衛生署署長の名において行うことができる。

(1985年第67号法律公告、1986年第10号第32(2)条、1997年第362号法律公告、1999年第78号第7条)

規則： 9 2015年輸入獵獲物、肉類及び家禽 (改正) 規則から生起する過渡的手配

- (1) 改正規則によってこの規則に行われる変更は、第(4)則を条件として、獵獲物、肉類、家禽、卵又は禁止肉類のうち2015年12月5日以後輸入され若しくは輸入が予定されるものに適用され、その日付より前、又はそれ以後に輸出又は積換えが行われたか否かにかかわらない。
- (2) 既存承認は、2015年12月5日以後も新規承認であるかのように引き続き効力を有し、したがって、取り消される場合がある。
- (3) 既存承認の2015年12月5日の直前まで有効であった承認条件は、それが新規承認の承認条件であるかのように同日以後も引き続き効力を有し、したがって、変更される場合がある。

(4) 改正前規則の意味の範囲内の公式証明書であって2015年12月5日の直前まで有効であったものは、それが衛生証明書であるかのように同日以後も引き続き効力を有する。

(5) この規則で、

改正規則（《修訂規例》）は、2015年輸入獵獲物、肉類及び家禽（改正）規則を意味する、新規承認（新認可）は、規則3に基づく発行機関の承認を意味する、

改正前規則（《未修訂規例》）は、2015年12月5日の直前まで有効な輸入獵獲物、肉類及び家禽規則（第132章附属法令AK）を意味する、

既存承認（既有認可）は、2015年12月5日の直前まで有効な改正前規則の規則3に基づく主務官庁の承認を意味する。

別表: 別表 30/06/1997

[規則2]

「禁止肉類」

- (a) 廃棄肉類、すなわち、廃物、切りくず又はそれ以外で屠体の部位の特定が十分にできないような形状若しくは状態の断片から成る肉類（骨の有無にかかわらず。）。
- (b) 肉類の準備の際に必然的に除去される部分以外で胸膜又は腹膜の部分（ブタ由来の肉類の場合を除く）を分離した後の胸部又は腹部の郭壁からなる肉類。
- (c) 羊肉及び子羊肉を除き、肉類の準備の際に必然的に除去される腺以外のリンパ腺が取り外された肉類。
- (d) 顎下腺のない動物の頭部。

注釈

1. 輸入猟獲物、肉類及び家禽規則（第 132 章附属法令 AK）（主規則）は、猟獲物、肉類及び家禽の香港への輸入に関して一定の管理を行う。基本的に、検疫官の許可が取得されている場合を除き、主務官庁が発行する公式証明書なく又は積み換えされる場合には積換証明書なく、肉類又は家禽を輸入してはならない。

2. この規則の主な目的は、人の食用のために販売され若しくは販売に供される種類の鳥類に属する鳥類の卵（卵）を含むように、主規則に基づく輸入管理を拡張することである。特に、

(a) 以下のような状況で卵を輸入することはできない。

(i) 発行機関が発行した当該卵がとりわけ人の食用に適すると判断されたことを示す衛生証明書なしという状況、

(ii) 卵の積み換えが行われた場合に当該卵の積換証明書なしという状況、

(iii) 検疫官の許可書面を取得していないという状況、又は

(iv) 検疫官が課す条件を遵守していないという状況。又は、

(b) 一定の事案では、検疫官の許可書面と検疫官が課す条件に従うという条件で、衛生証明書なしで卵を輸入することができる。

3. また、この規則は、輸入目的において、主規則に基づく主務官庁が発行する公式証明書という要件を発行機関が発行する衛生証明書という要件に置き換えている。食物環境衛生署署長が食品を検査し人の食用に対する適合性に関して認証する権限を持つ主務官庁を承認できるという主規則の規定は、これに従い、新規の要件を反映するように変更される。

香港「輸入獵獲物、肉類、家禽及び卵規則（Cap.132AK）」仮訳

2016年5月作成

日本貿易振興機構（ジェトロ）農林水産・食品部 農林水産・食品課
〒107-6006 東京都港区赤坂 1-12-32
Tel. 03-3582-5186

禁無断転載